

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違えがちなこともありますが、そんなときも、愛情をもって教示導かれ、見守りてくぐられることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようとするいろいろな方法で表現しています。それらを真摯(まじめ)に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができま

子どもは、より良い環境(かんきょう)で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経路を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境(かんきょう)が確保されることで、他者の考えに気がつくよう成長することができま

第1章 総則

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにも同じようにします。子どもは、その年齢(ねんれい)や成長に応じて、おとなとのかわりや子どもとどうにかかわり合(あ)いながら、互(たが)いへの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を果(も)たしていく力を培(つち)か

(この条例で使われることばの意味、内容) 第2条 この条例で使われていることばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されています。①子ども 18歳(さい)未満の市民や市とのかわりを持つ人 ②親等 親と、親にかわって子どもを育てている人 ③育ち学ぶ施設(しせつ) 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設(しせつ) ④育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者 育ち学ぶ施設(しせつ)をつ

(人権の尊重) 第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的権利を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努めます。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互(たが)いがいの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと) 第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようしなければなりません。2 おとなは、子どもにとって最も良(よ)いことを第一に考え、子どもの年齢(ねんれい)と心身の成長(せいじょう)にふさわしい支(さ)援(えん)を行うようしなければなりません。3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされること、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互(たが)いがいの権利を尊重しなければなりません。4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるよう

(子どもの権利の普及(ふき)きょう) 第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行うよう、その条件をできるだけ整(ととの)えます。3 市は、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利) 第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢(ねんれい)や発達に応じて、それにふさわしい配(は)いり(は)いり)がなければなりません。

(安心して生きる権利) 第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができま

(自分らしく生きる権利) 第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができま

条例の全文は市のホームページでも見ることができます。http://www.city.koganei.lg.jp/ 「子どもの権利に関する条例」で検索してください。

Table with 3 columns: 発行 (小金井市子ども家庭部児童青少年課), 住所 (〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号), 電話 (042-387-9847)

(ゆたかに育つ権利) 第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵(お)かすような行為(こうい)を行ってはなりません。①遊ぶこと。②遊ぶこと。③文化、芸術、スポーツに親しむこと。④仲間をつくり、何(な)かのために集まること。⑤自然に親(よ)しみ。⑥必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。⑦社会に貢献(こうけん)する活動に参加すること。

(意見を表明する権利) 第10条 子どもは、自分と関係(かんけい)が深いことならについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵(お)かしたり、信用を傷(や)つたり、公(こう)の秩序(ちつじょ)に反してはなりません。①考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。②考えや意見が、その人の年齢(ねんれい)や成長にふさわしい形(かたち)で尊重されること。

(支援(しえん)を受ける権利) 第11条 子どもは、困(こ)ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑(めいわく)をかけたり、市や周りの人(ひと)たちから、適切な支援(しえん)を受けることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設(しせつ)および地域に置く子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障) 第12条 親等は、子どもの健(た)やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。2 親等は、育てている子どもが権利を主張(しやう)したり、使(つか)ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言(すけご)をし、教(お)育(いく)導(どう)くなど、支援(しえん)する必要がある。その際、親等は、子どもにとって最も良(よ)いことを第一に考えなければなりません。3 親等は、育てている子どもに対して、虚(うそ)言(ご)いや、虚(うそ)言(ご)いやなど、子どもの権利を侵(お)かすような行為(こうい)を行ってはなりません。4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援(しえん)を受けることができます。

(育ち学ぶ施設(しせつ)での子どもの権利の保障) 第13条 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の方(かた)で、育(そだ)たり、学(まな)ぶことができるよう支援(しえん)しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者の責任において、子どもにとって最も良(よ)いことを第一に考えるものとします。2 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、誰(たが)いがの子どもに配慮(えいり)を行い、その子どもができる限り力(ちから)を出(だ)せるよう、適切な支援(しえん)を待(まち)たに行(な)わなければなりません。3 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、その施設(しせつ)で事故(じこ)などがおこらないよういつも心がけるとともに、子どもの安全と安全のための体制を整(ととの)え、それを保(たも)つよう努力(なつり)しなければなりません。4 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子どもに対して、虚(うそ)言(ご)いや(うそ)言(ご)いやや体罰(たいはつ)など、子どもの権利を侵(お)かすような行為(こうい)を行ってはなりません。5 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設(しせつ)での活動(かどう)について子どもや市民に説明する責任を果(も)たさなければなりません。6 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、子ども本人に関する書類(しりょう)などを、適切(てき)に管理(かんり)取り扱(あ)つかわなければなりません。7 育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者は、親(おや)等(とう)、市、関係機関(かんけい)関係(かんけい)団体(たい)と、互(たが)いがいに連絡(れんらく)しあ(あ)い協力(きょうりやく)しあ(あ)い協力(きょうりやく)しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障) 第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健(た)やかに成長できるよう努力(なつり)しなければなりません。2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心(あんしん)かつ安全(あんぜん)な環境(かんきょう)を整(ととの)え、それを保(たも)つよう努力(なつり)しなければなりません。3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一(いち)員(いん)として参加(さんか)できる機会(きかい)をつくり、参加(さんか)のための手(て)助け(たすけ)をするよう努力(なつり)しなければなりません。4 市民は、第1項(こう)から第3項(こう)までのことを行うに当た(あた)って、親(おや)等(とう)、市、育ち学ぶ施設(しせつ)の関係者、関係機関(かんけい)関係(かんけい)団体(たい)と互(たが)いがいに連絡(れんらく)しあ(あ)い協力(きょうりやく)しあ(あ)い協力(きょうりやく)しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努(つと)めます。2 市は、子どもが市政(しせい)などに対し(たいし)持つ考えや思いを反映(はんえい)させる機会(きかい)をつくるよう努(つと)めます。また、市がつくった育ち学ぶ施設(しせつ)や子どもが利用(りよう)する施設(しせつ)などで、子どもの意見(いけん)がいかされるよう、子どもの参加(さんか)の機会(きかい)をつくるよう努(つと)めます。3 市は、子どもに関する市の計画(けい画)や対策(たいさく)が総合(そうごう)的(てき)に行(な)われるよう、市の組織(そくし)を整(ととの)えます。

第5章 子どもの権利の侵害(しんがい)に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害(しんがい)について相談し、または権利の侵害(しんがい)から救(きう)われるよう求めることができます。2 市は、子どもの権利の侵害(しんがい)に関する相談(さだん)について速(すみ)やかに対(たい)応(おう)します。3 市は、子どもや親等(おや)から救済(きうさい)を求められたとき、または子どもを救(きう)う必要があると判断(はん断)したときは、適切な措置(そち)をとります。その際には、関係機関(かんけい)関係(かんけい)団体(たい)と互(たが)いがいに連絡(れんらく)しあ(あ)い協力(きょうりやく)しあ(あ)い協力(きょうりやく)します。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項(じこう)は、市長(しやう)および教育委員会(きょう育)会(かい)等(とう)が定(さ)めます。

付則

この条例は、公布の日から施行(しこう)します。

小金井市 子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日制定

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って

小金井市では、子どももおとなもすべての人たちが幸せに暮らせるまちを目指して、「小金井市子どもの権利に関する条例」という市の決まりをつくりました。

この条例は、世界でみとめられている「子どもの権利条約」をもとにつくられた、子どもの権利を守るための「やくそく」です。

【子どもの願い】 子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

この願いがこめられた前文は、子ども会議の議論に基づいてつくられました。子どもの願いを受けとめ、子どもの権利が保障される社会にしていいため、すべての子どもが生きていきと健やかに、そして安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということに基づいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにしています。

子どもの権利とは



次に定められた権利は、すべての子どもがかげがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。

【第7条】安心して生きる権利

- ☆ 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- ☆ いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- ☆ 健康について気づかれ、適切な医療が受けられること。
- ☆ 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

【第8条】自分らしく生きる権利

- ☆ 個性や他者との違いが尊重されること
- ☆ プライバシーが守られること。
- ☆ 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- ☆ 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

【第9条】ゆたかに育つ権利

- ☆ 学ぶこと。 ☆ 遊ぶこと。
- ☆ 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- ☆ 仲間をつくり、何かのために集まること。
- ☆ 自然に親しむこと。
- ☆ 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- ☆ 社会に貢献する活動に参加すること。

【第10条】意見を表明する権利

- ☆ 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- ☆ 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

【第11条】支援を受ける権利

- ☆ 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

子どもの権利を守るために

家庭、育ち学ぶ施設、地域、関係団体、関係機関、市は、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力していきます。



相談の窓口

小井市 子どもオンズパーソン

どんなことでもいいよ 秘密を守るよ お金はかからないよ

メールで いつでも 専用入力フォームから相談できるよ 相談フォームQRコード

手紙で 〒184-0012 小井市本町3-9-10 Costa4階 子どもオンズパーソンあて

会って・電話で 0120-770-977 042-388-4370

《相談できる曜日・時間》(木曜、日曜、祝日、年末年始はお休み)

月・火・水 午後1時～午後7時 土 午前10時～午後4時

小井市 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談窓口です。児童相談所や民生児童委員等と連携・協力して対応します。

電話相談 月～土 9:00～17:00
☎ 042-321-3146

東京都 いじめ相談ホットライン (24時間対応)

幼児から高校生相当年齢を対象に相談を受けます。

電話相談 ☎ 0120-53-8288

小井市 教育相談所

小井市本町6-5-3 シャトー小井別館3階

相談員である元校長や臨床心理士が対応します。

電話相談 月～土(祝祭日除く) 9:00～16:00
☎ 042-384-2508 / 042-384-2097

面接相談(要予約)

スクールカウンセラー (臨床心理士)

市立小・中学校各校で、子ども・保護者からの相談を受けます。

東京都 小平児童相談所

児童福祉司等(医師他)による相談

電話相談 平日9:00～17:00
☎ 042-467-3711

相談ほっとLINE@東京

都内の中学生・高校生向けのSNS相談
毎日15:00～23:00(受付は22:30まで)

子ども向けサイト 『小井市×子どもの権利』にも詳しく書いています。

小井市 × 子どもの権利